

第60回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年6月24日(金) 午後1時25分から午後3時20分

開催場所 姫路市役所 10階 第二会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田廓仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	欠席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席	○	
11	萩原和好	出席	○	
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	欠席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 議案第6号 最適化活動の目標設定について
- 議案第7号 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
- 報告第6号 県許可案件の許可状況について
- 報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年6月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第60回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、三木委員、大塚委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を飯塚委員と萩原委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いいたします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P3）を説明する。

【農地確認及び非農地確認について】

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が12件提出されております。

まず、農地確認です。

市街化区域の四郷町中鈴の田552㎡につきまして、四郷町上鈴の[]より「令和4年6月19日付で5条受理を受けたが、土地の売買契約が不成立となり、引き続き農地として利用している」との申請です。

次に、非農地確認です。

1番3番が市街化区域の案件、2番、4番、8番から12番が調整区域の案

件、5番から7番が都市計画区域外の案件となっております。

まず、網干区板上の田826㎡につきまして、網干区興浜の[]より「平成11年以前より、露天駐車場となっている」との申請です。

2番です。

的形町的形の畑2筆計369㎡につきまして、京都市の[]より「平成11年以前より、山林となっている」との申請です。

3番です。

北平野一丁目の田280㎡につきまして、北平野二丁目の[]より「昭和26年以前より、住宅敷地となっている」との申請です。

4番です。

林田町松山の畑185㎡につきまして、香寺町須加院の[]より「平成11年以前から、住宅敷地の一部となっている」との申請です。

5番です。

夢前町高長の畑236㎡につきまして、神戸市の[]より「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

6番です。

夢前町前之庄の田5筆計1,694㎡につきまして、明石市の[]より「平成10年以前より、山林及び原野となっている」との申請です。

7番です。

夢前町寺の田3筆計408㎡につきまして、京都市の[]より「平成5年頃から、住宅敷地の一部となっている」との申請です。

8番です。

別所町別所の畑1,835㎡につきまして、別所町別所の[]より「平成13年以前より、露天資材置場として利用している」との申請です。

9番です。

飾東町豊国の畑145㎡につきまして、飾東町豊国の[]より「平成10年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

10番です。

豊富町神谷の田2筆計37㎡につきまして、保城の[]より「平成10年以前より、道路の一部及び庭の一部となっている」との申請です。

11番です。

香寺町広瀬の田12㎡につきまして、香寺町広瀬の[]より「平成13年以前より、農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。

12番です。

山田町北山田の田648㎡につきまして、山田町南山田の[]より「昭和60年以前より、建設資材置場及び進入路として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

宮下委員

8番の案件について、補足します。面積が1,835㎡と大きな土地です。平成3年から市街化区域で区画整理事業がありました。その時の残土を処理する土地がない、ということで姫路市が探していたところに、その土地の持ち主が貸与されたとのこと。その後そのままとなり、いつ頃からか資材置場として使われだして今に至るということです。

議 長

説明ありがとうございます。これだけの面積が非農地に至った経緯をご説明い

ただきました。
ほかに、何かございますか。

各委員

議長 10番の案件について、尋ねます。備考に「所有者 [] 」とありますが、所有者が申請するべきものではないのですか。

事務局 この件に関しまして、申請者である [] は、所有者 [] と売買契約をすでに交わしており、この関係を申請書に添付された写しにて確認できましたので、所有者と同じとみなし、申請を受け付けたものです。今回確認されましたら、地目変更の後に、所有者を変更されていくものと思われま

議長 きちんと確認された上でのことですね。わかりました。
ほかに、なにかございますか。

各委員

議長 ないようですので、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【農地法第3条の規定による許可申請について】
議案第2号（P4～P7）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。18番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は22件提出されております。1番から8番は現在耕作面積0㎡の方の案件、9番から12番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、13番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。1番から3番、21番から23番が市街化区域の案件、4番5番、13番から15番、17番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、15番16番が「法人」となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作：常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用等確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、15番16番が約30kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から3番です。

勝原区山戸の [] が、勝原区宮田の畑2筆計220㎡につきましては、勝原区宮田の [] より「購入したい」との所有権移転の申請と、勝原区山戸の田4筆計855.3㎡につきましては、勝原区山戸の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000㎡を超える

1, 075㎡になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、中南部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

4番5番です。

夢前町新庄の[]が、夢前町新庄の田、畑5筆計1, 816㎡につきましては、夢前町新庄の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、夢前町高長の田2筆計1, 475㎡につきましては、夢前町高長の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3, 000㎡を超える3, 291㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡となっておりますが、北西部地区農政協議会では「譲渡人と譲受人は、同所、同番で実態として同居しており、地元において当該地の耕作実績が認められることから、事情聴取の必要はない」との意見となっております。

6番7番です。

御国野町深志野の[]が、御国野町深志野の田、畑2筆計2, 230㎡につきましては、御国野町深志野の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、御国野町深志野の田1, 586㎡につきましては、同じく御国野町深志野の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 816㎡になる予定です。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

8番です。

別所町佐土新の田、畑5筆計3, 126㎡につきまして、加古川市の[]が、別所町佐土新の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 126㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

9番10番です。

林田町下伊勢の[]が、林田町下伊勢の畑479㎡につきましては、林田町下伊勢の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、林田町下伊勢の田641㎡につきましては、同じく林田町下伊勢の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 194㎡になる予定です。

11番12番です。

飾東町塩崎の[]が、飾東町塩崎の田、畑4筆計2, 025㎡につきましては、飾東町北山の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、飾東町塩崎の畑492㎡につきましては、飾東町北山の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 710㎡になる予定です。

13番です。

夢前町杉之内の畑92㎡につきまして、夢前町杉之内の[]が、夢前町杉之内の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4, 261㎡になる予定です。作付作物は

「野菜」となっております。

14番です。

夢前町前之庄の畑275㎡につきまして、刀出の[]が、明石市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,455㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

15番16番です。

農地所有適格法人である[]が、夢前町前之庄の田1,138㎡及び豊富町神谷の畑68㎡につきまして、五郎右衛門邸の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は19,888㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

17番です。

夢前町山之内の畑75㎡につきまして、夢前町山之内の[]が、夢前町山之内の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,684㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

19番20番です。

花田町上原田の[]が、花田町上原田の田2筆計1,028㎡につきまして、花田町上原田の[]より「交換したい」との所有権移転の申請です。交換地は農地転用予定地で、今月の第5条許可申請P9の4番の案件となっております。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,286㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

21番から23番です。

四郷町山脇の[]が、四郷町山脇の田5筆計3,796㎡につきまして、富山県魚津市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は11,756㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

。。。

議 長

4番と5番の案件ですが、耕作面積0㎡からではありますが、地元では耕作実績が十分と確認されているとのことで、北西部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取は必要ではないとの意見を踏まえ、この件は事情聴取を行わない、省略するというところでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、事情聴取は省略することとします。

その他の耕作面積0㎡の、1番から3番、6番7番と8番の案件ですが、地区農政協議会の新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この3件事情聴取を行う、ということではよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、7月6日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員

……。

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。
それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P8)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。1番3番が調整区域の案件、2番が都市計画区域外の案件となっております。いずれも「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

まず1番ですが、説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いします。転用目的につきまして、当初は農業用倉庫を建設し用悪水路を設ける計画でしたが、計画が変更され、農業用倉庫のみとなりましたので、「用悪水路」の文言の削除をお願いします。それに伴い転用面積が323.82㎡から310.40㎡に変更となっておりますので、310.40㎡に修正をお願いします。

それでは説明いたします。

町田の田363㎡のうち310.40㎡につきまして、実法寺の[]より「農業用倉庫を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満である「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積50㎡の農業用倉庫1棟を建設し、農作業場、農作物置場、自家用車及び軽トラック置場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川法の手続き中となっております。現況は「畑」となっております。

2番です。

夢前町前之庄の田8.66㎡につきまして、夢前町前之庄の[]より「住宅敷地の一部にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存敷地の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。現況はすでに住宅敷地の一部となっており、このことにつきまして経緯説明書が添付されております。経緯説明書によりますと、「市道の拡幅に伴い、自己所有の田がすべて買収されたものと考えていたが、調べたところ、わずかな面積の農地が残っており、すでに住宅敷地の一部として利用していたことが判明した」とのことです。

3番です。

山田町西山田の田1,081㎡のうち466.39㎡につきまして、飾東町佐良和の[]より「農家住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満である「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積115.81㎡の農家住宅を建築する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

……。

議 長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P9～P12)を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、7件の申請が提出されております。2番が都市計画区域外の案件であるほかは、いずれも調整区域の案件となっております。いずれも「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

町田の田1, 269㎡につきまして、西夢前台1丁目の[]が、町田の[]より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満である「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、残土やブロック等を置くための露天資材置場及び8台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

夢前町前之庄の田76㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、弟である夢前町前之庄の[]より「譲り受けて、住宅敷地及び進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存敷地の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。現況はすでに宅地となっており、このことにつきまして経緯説明書が添付されております。経緯説明

書によりますと、「市道の拡幅に伴い、第名義の農地はすべて買収されたものと考えていたが、調べたところ、道路に沿って細長い形状の農地が残っており、すでに住宅敷地の一部及び私所有の宅地への進入路の一部として利用していたことが判明した」とのことです。

3番4番です。

が、花田町上原田の田2筆計485㎡及び飾東町豊国の田1,028㎡につきまして、花田町上原田のより「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である花田インターチェンジから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣接する資材置場を拡張し、建設土木資材等を置くための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

5番です。

別所町佐土の田291㎡につきまして、加古川市のが、母である別所町佐土のより「贈与を受けて、一般住宅を建築し、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積118,93㎡の一般住宅を建築し、車1台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

6番です。

香寺町広瀬の田492㎡につきまして、香寺町中仁野のが、父である香寺町広瀬のより「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建築し、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積113,83㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金及び融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。現況は「畑」となっております。

7番です。

飾東町豊国の田61㎡につきまして、飾東町豊国のが、書写のより「購入して、事業所敷地の一部にしたい」との転用の申請です。現況はすでに「宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、当該申請地は、城山電子の来客者用露天駐車場と歩道との間にある三角地帯であるため、露天駐車場と一体で利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認について〕

続きまして、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」についてご説明いたします。認定電気通信事業者が、その事業のために農地を利用する場合、転用許可は不要ですが、事前に県知事と協議をするか、簡易な施設の設置の

場合は農業委員会へ届出をすることとなっております。

この度は、農業委員会への確認願が9件提出されております。1番2番9番が調整区域の案件であるほかは、いずれも都市計画区域外の案件となっております。

が、林田町大堤ほか8か所の田畑、各4畝について、「賃借権で借り受けて、携帯電話用無線施設として利用したい」との申出です。申請地の農地区分につきまして、5番から7番が「農用地区域内農地」となっておりますが、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、いずれも「支障なし」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、いずれも14.8mのコンクリート柱にアンテナ等を設置して、携帯電話用無線施設として利用する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番、2番、3番、5番と6番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの松尾委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

松尾委員

報告します。

1番の案件については、現地は四角く擁壁された田で、耕作するにはしやすい形をしており転用するにはもったいなく思えるほどでした。しかしながら隣接地や向かいには露天資材置場となっている土地があり、地元農区も同意していることから、問題はないものと思われました。

3番4番ですが、昨年5月に転用を審議した土地の周辺に残った農地についての転用であり、これも問題ないものと思われました。

議長

有難うございました。なにか、ご意見等はございませんか。

田原委員

則53条の「携帯電話用無線施設」ですが、

事務局

議長

ほかに、何かございますか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」については確認とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P13)を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は1件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。
飾磨区英賀東町の[]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、子であります飾磨区英賀西町の[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、畑として野菜が作付けされており、農地として良好に管理されています。また、物置部分の面積を除外して申請されております。
なお、この案件につきまして、各地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。
適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

いずれも良好に管理されている、ということですね。
それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、議案第6号「最適化活動の目標設定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P13)を説明する。
〔最適化活動の目標設定について〕

最適化活動の目標の設定等について、です。
「資料1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」及び「資料2 令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を、本日、最終案としてお手元にお配りしていますが、各地区農政協議会で修正等の意見がありませんでしたので、ご報告します。
本日の総会で、審議いただければと思いますので、よろしく申し上げます。
本日、決定したものを、HPで公表する予定です。

議長

それでは、最適化活動の目標の設定等について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第6号について、決定とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。
次に、議案第7号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号(P13)を説明する。
〔「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について〕

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書について、ご説明します。意見書(案)について、各地区農政協議会での意見を踏まえ、一部修正しています。修正点は2か所です。1点目は、遊休農地の発生防止・解消についての2番目「鳥獣害対策事業の継続」を「鳥獣害対策事業の対策及び支援継続」に修正しています。2点目は、担い手への農地利用の集積・集約化についての2番目「中山間地等耕作不利田畑の集約」とあったのを、「及び集約後の対応」という表現を加えております。

本日の総会で、検討いただいたものを意見書として決定し、7月に会長及び職務代理者から市長に提出する予定でございます。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

田原委員

北西部地区農政協議会で、「意見書の内容が具体的でない。」という意見がありました。また、意見書への回答を農政総務課が取りまとめるということでしたが、今回の意見書の回答を受けて、再度、意見書を出すということは可能でしょうか。

事務局

再度、市長に意見書を出すという形ではなく、担当から、詳しく話を聞くことや、例えば、総会等の場で所管課に具体的な話を聞くということは可能と思われると思います。

青田委員

意見書の提出は、いつでしょうか。また、回答をもらうのはいつでしょうか。

事務局

秘書課とは、7月13日で調整しており、会長、職務代理者のスケジュールが合えば、その日にしたいと考えています。
回答は、意見書提出後、1～2か月先を予定しています。

議長

その他に、なにかございますか。

各委員

・・・

議長

それでは、ないようですので、議案第7号について、決定とすることによりたいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。
次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P14)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、5月にご審議いただきました新規農家2件の事情聴取を、6月1日に実施していただきました。当日は、どちらもご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議 長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、田口委員からお願いしま
す。

田口委員 1件目の譲受人は66才で無職、農業は香寺のふれあい農園にて5年程経験を
積まれたとのこと。申請地近くに農地付き家屋を購入されており、専業農家
のサポートを得ながら、将来は出荷を考えておられるとのこと。2件目は56才で運送業、倉庫業をされており、農業経験はありません。農地
の維持管理が困難な農家が手放したい農地の購入です。農業の困難さを十分に分
かっているんじゃない感じもありますが、従業員と合わせて耕作されるとのこ
とです。耕作の継続を念押ししておきました。

議 長 はい、報告ありがとうございます。
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号(P15~P17)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、5月6日から6月9日の間
に受け付けたもの、15件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題
がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告い
たします。

議 長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員 ……。

議 長 特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号(P18~P25)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、5月6日から6月9日の間
に受け付けたもの42件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題が
ないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いた
します。

議 長 有り難うございます。
案件の数が多いため、少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

各 委 員 ……。

議 長 お目通し頂けましたでしょうか。
それでは、何かご質問等ございませんか。

田中委員 34番ですが、同じものが農地確認に出ていましたが、説明願えますか。ま
た、29番は昭和55年に5条受理済となっておりますが、なぜまた届出が出てい
るのでしょうか。

事 務 局 34番ですが、この5条転用届は5月19日付で受理したもので、この受理後
に土地の売買契約が不成立となり、転用事業を行うことなく引き続き農地として
利用していることから、転用の取消願とともに農地確認願が提出されたもので

す。現地が農地であることが確認できましたので、今後は農地として取り扱っていくこととなります。

29番ですが、一度転用受理にて所有権移転された農地について、地目変更がなされないまま、次の受人に5条届出にて所有権移転を行うことは可能となっております。転用目的によっては法務局で地目変更ができず、このような手続きになる場合があるようです。なお、造成工事後20年経過しているのであれば、非農地証明で地目変更後所有権移転させる方法もあります。

議長

説明、ありがとうございます。
ほかになにか、ございますか。

各委員

……。

議長

それでは、報告第3号について確認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P26～P29)を説明する。
[合意による解約等の通知について]

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が10件、使用貸借契約の解約の通知が7件ございました。利用権に該当するものは4件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

特にないようですね。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P29)を説明する。
[転用許可(一時転用)に係る事業の完了について]

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。

調整区域の網干区和久の田776㎡について、令和4年1月17日を期限とする一時転用許可を受けておりました、[]より、転用事業完了及び農地復元報告がありました。

転用・復元面積が1,000㎡を下回りますので、姫路市農業委員会申し合わせ事項により、現地調査は事務局により行っており、すでに農地に復元されていることを確認しましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
この案件は、[]に係る令和4年1月17日までの一時転用4筆計6,521㎡のうち、1筆776㎡が今回完了となりました。残りの4筆計5,745㎡は令和5年2月28日までの一時転用を再度申請され、現在も一時転用

中となっていますね。
なにか、質問等ございますか。

各委員

……

議長

特にないようですね。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P30)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月は5件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号(P25)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、5月の会長決裁分です。
西今宿において施設野菜を作付けしている[]について、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果としまして、[]は6月7日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員

……

議長

それでは、報告第7号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
せっかくの機会ですので、地元でお困りのことであるとか、何かございますでしょうか。

青田委員

小林委員から相談を受けている案件がありまして、北西部地区農政協議会にて話があったと思うのですが、水田に土を入れて畑地になっている、という話です。畑として耕作するのであれば問題ないのですが、産業廃棄物のようなものを入れているのではないかと地元で問題視されている、とのこと。私は、産業廃棄物を入れた土から有害物質が検出されたりすると、そんな土を使って作られた、という話が広まれば、その土地だけでなく姫路ブランドに傷が付き農産物の売れ行きに悪影響が出ることを懸念します。また、建設残土を入れさせることでけっこうなお金になる、との話も聞きます。そのような話が広まれば厄介な話になりかねません。現在、国の方から盛り土規制法が成立し、来年5月末までに施行されるとのことです。農業委員会においても、何かできることはあるのではないかと、事務局、あるいは農業委員の皆様からなにかよいアイデアがないものか、という思いで提議します。具体的な話は、小林委員の方から、お願いします。

小林委員

私の地区である [] の方で、相当の面積を耕作されている方が、半年ほど前ですが、水田を畑地に変えたいが手続きはあるのか、と農業委員会に問い合わせをされたとのことで、その時の事務局の回答は、畑も農地であるので農地法上の手続きはなく、地元農区に事前説明し了解が得られるなら行って問題ない、と回答されたとのことです。申請者は農業委員会に了解を得たと受け止め、土を入れ始め、1メートル弱ほど地上げして造成を行った。ところが、地元住民からその規模に驚き、そうこうするうちに造成は終わったのですが、また次の田に、表土をめぐって土を入れ始めている。その方はその村の4、5町ある水田 [] 所有しているのですが、次から次へと土を入れていく様を見て、入れている土は建設残土ではないだろうか、また、水田の保水力が失われているのでは、と不安が出てきている。そんな中で、農地法上は水田を畑地にすることについて規制がないということで、私としてもしっかり作物を作ってくれよ、と言うことしかできない。そんな中、事務局から畑地転換届という手続きがあると聞きました。以前からあった手続きだけでも、農地から農地への転換のためあまり活用されてない、と聞きました。いままでは問題が少なかったのかもわかりませんが、これからは休耕田に畑にするというって簡単に盛り土して姫路市全体で問題が発生するのじゃないか、と心配します。私としては、畑地転換届という手続きがあるのであれば、それを必ず徹底してもらい、目配り気配りできる体制にしないといけないと思います。また、この件についても、今からでもこの手続きをしてもらえば、少しでも制限になるのじゃないかと思えます。転換届が出れば農業委員会で審議して、そういった形で進んでいったらいいんじゃないかと思えます。いまは水田から畑の場合は何のチェックも掛からず進んでしまう。そろそろこういったこともチェックできるようにしていかないといけないのでは、と思えます。

事務局

事務局の方からお話しさせていただきます。小林委員からご指摘のあったように、水田を埋め立てて畑地にする際には、事前に水田の畑地転換等届出書を提出いただいて、そして農業委員会で審議していただいて、問題がなければ転換事業をしていただく、という流れになります。こういう手続きは従前からあったわけなのですが、田も畑も農地法上同じく農地であり、この畑地転換届を提出しなければ畑にすることはできません、ということにもできないので、申請者に過度な負担をかけずとも地元農区の了解があればいいのじゃないか、と、いつしか事務局での扱いが変わってきている。また、水田から畑地への転換等の届出に関連する法令等を確認したところ、まちづくり指導課において、市街化区域、調整区域では500㎡以上、都市計画区域外では1,000㎡以上の規模で盛り土を行う行為は、事前申請が必要であると聞きました。また、産業廃棄物対策課において、市街化区域、調整区域、都市計画区域外にかかわらず1,000㎡以上で1メートル以上埋め立てる場合に、許可手続きがいることが判明しました。これまでも転用の際にはこういった法令等の手続きが必要なことは承知していたのですが、畑地転換の際にも関係してくる、ということがわかりました。この畑地転換届について、その手続きに地元農区・水利の同意書の添付を求めていますので、この手続きをしていく中で、自動的に地元農区の同意の行為も自動的につながる、との効果もあります。つきましては、今後は、畑地にしたい、との相談があった場合には、この畑地転換届を必ず案内するとともに、その規模によって、これらの法令についても案内する、ということで対応していきたいと考えております。

議長

ありがとうございました。

先ほど、青田委員及び小林委員から、畑地転換に係る問題を提議していただき、その対応について事務局から報告していただきました。

我々も畑地転換に関してさほどの問題を感じずに来ていた部分があったわけなんです。問題提議があったように、盛り土に産業廃棄物を入れる業者がい

ないとも限らない、ということで、我々農業委員も注視して、後から大きな問題となることがないように、地域を守っていきたい、と思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時20分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

飯塚 祐樹

(署名委員)

萩原 和好
